

奨学金返還支援制度について

町内事業所（官公庁除く）に就業する方に奨学金返還を支援します。

対象者

次の条件をすべて満たす方

- ① 本町に定住する意思があり、住民登録されている方
- ② 令和4年3月31日現在で満30歳以下の方
- ③ 助成を受けようとする期間、次に掲げる奨学金について返済をしている方
 - ア 日本学生支援機構第1種奨学金
 - イ 日本学生支援機構第2種奨学金
 - ウ その他町長が認める奨学金
- ④ 町税等に滞納がない方

助成金額および助成期間

奨学金の返還額の9割（限度額1万円）を最長36か月助成します。

※助成金は豊頃町商工会共通商品券で交付します。

※繰上返済分、滞納繰越分は対象になりません。

受付申請期間

令和4年4月28日（木）まで

ホームページ

<http://www.toyokoro.jp/docs/2021060400027/>

お問い合わせ先

豊頃町役場 企画課町づくり推進係

電話：015-574-2216 FAX：015-574-3680

E-mail：kikaku@toyokoro.jp

豊頃町について

豊頃町は十勝管内の東南に位置する農業と漁業を基幹産業とする人口約3,100人の町です。

豊頃町のシンボルである「はるにれの木」や、冬の大津海岸で見られる自然現象「ジュエリーアイス」が町の代表的な観光スポットです。

二宮尊徳の孫、尊親が明治30年に入植し、経済学説である報徳思想を広め、その教えが現在も定着しているユニークな歴史を持ちます。

【交通アクセス】

とかち帯広空港から自動車45分

帯広から豊頃まで自動車またはJRで40分

